

## 令和3年第10回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月7日(木) 午後3時～午後3時30分
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
5番 宮原敏久	6番 山添 明	7番 川添哲也
8番 三塩政廣	9番 内山敏彦	10番 阿蘇孝市
11番 井上順一	12番 伊藤富幸	13番 石川利恵
14番 峯 政敬	15番 松本耕一	16番 峯 直子
17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広	19番 阿部 太
4. 欠席委員

4番 脇山祐治
---------
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第62号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第63号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第64号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
  - ・議案第65号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係副主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係副主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	藤田 直樹
北波多分室職員	鬼塚 勝臣
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	末武 拓也
七山分室職員	金丸 翔

## 7. 審議の内容

事務局長      では定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に、議席番号4番脇山祐治委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長  
(議長)

(会長の挨拶)

ただいまより令和3年第10回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号2番脇山久利委員と、議席番号19番阿部太委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長      付議事項の中に取下げの案件がございます。議案集1ページ、議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について中、整理番号2番が議案発送後に取り下げられましたので、報告いたします。

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について1件、議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について9件、議案第64号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について25件、議案第65号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について1件、計4議案36件でございます。以上ご

審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては一覧表でご確認をお願いいたします。

議長 　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第62号から65号までの4議案36件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 　はい。整理番号1番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は645平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は自己資金および借入金で、金融機関からの残高証明書および貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、道路占用、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大55センチメートルの盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを新設して、南側市道からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して南側道路側溝へ流し、汚水も南側市道の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長、区長からは異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明していただきまして、4日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、議案第63号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集3ページ、整理番号9番までの9件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書2ページから3ページをご覧ください。整理番号1番から9番までの案件は、所有権の移転に関する案件が8件、使用貸借権に関する案件が1件の合計9件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから5ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

**【議案確認】**

それではお諮りをしたいと思います。本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、議案第64号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)を議題とします。整理番号1番から整理番号2番までの2件につきましては、一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請を行うものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用で

きる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、議案第64号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から、議案集9ページ、整理番号23番までの23件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が21件、使用貸借権の設定が2件になります。面積は合計で75,926平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集10ページ、議案第65号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律の見直しにおいて、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容に

については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定です。面積は1, 206平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして議案第62号1件、議案第63号9件、議案第64号25件、議案第65号1件、計4議案36件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆さんの最後までのご審議ありがとうございました。